



労働時間の把握は会社の責任！

不払い残業は、働く者の生活を破壊し、いのちと健康を脅かす犯罪です。

雇い主の心得 3箇条

その1 労働基準法の遵守義務

[労基法 第32条]

使用者は、労働者に休憩時間を除き1週間に40時間、1日8時間を超えて働かせてはならない。使用者が法定労働時間を超えて、時間外労働や休日労働をさせる場合は、労使で「36協定」を結び、労働基準監督署に届けなければならない。

その2 労働時間の把握義務

[労基法 第108条]

使用者は、労働時間を適正に管理するため、労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、記録しなければならない。

その3 割増賃金の支払い義務

[労基法 第37条]

使用者は1日8時間、週40時間の法定労働時間を超えて働かせ、また、法定休日（週1日、または4週に4回）に働かせた場合、働いた時間に応じた割増賃金を支払わなければならない。

- 時間外労働の割増率 25%以上
- 休日労働の割増率 35%以上
- 深夜労働（午後10時～午前5時）の割増率 25%以上

罰則

労基法第32条（労働時間）、36条（時間外・休日労働）、37条（割増賃金）違反は6カ月以下の懲役または30万円以下の罰金に処する。

もうひとりで悩まないで……SOSは連合相談ダイヤルへ

なんでも労働相談ダイヤル(フリーダイヤル)

フリーダイヤル いこうよ れんごうに

0120-154-052



日本労働組合総連合会(連合)

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台3-2-11
ホームページ：http://www.jtuc-rengo.or.jp

残業なんて
やってるのは
仕事ができない人間だ！

うちには、
残業代なんてないよ！

こんな経営者
許せません！

不払い残業は**犯罪**です！

2003年2月3日、全国で初めて、残業代不払い（労働基準法違反）による逮捕者が出ました。でも、これは氷山の一角……2003年度に労働基準監督署の是正指導を受け、100万円以上の未払い金を支払った企業は1,184社、総額は238億7000万円。そしていまま連合相談ダイヤルには、長時間労働、不払い残業に悩む本人や家族からの悲痛な訴えが寄せられています。
あなたの職場ではルールが守られていますか？



これって フバライ？ 不払い残業Q&A



Q1 どんなに働いても残業代は定額…

毎月、一定額の「超過勤務手当」が支給されていますが、最近、残業や休日出勤がどんどん増えています。どんなに働いても一定額の手当って「フバライ」じゃないの？

差額を請求できます！ 「超過勤務手当」の支給額が実際の時間外・休日労働の時間で計算した割増賃金より少ない場合は、その差額を請求できます。

Q2 上限時間を超えたら記録を改ざん…

うちの会社は、どんなに残業しても月に10時間分しか残業代が支払われません。退社時にはタイムカードを押さないことになっていて、上限を超えたら上司が記録を改ざんしています。実際の残業は月40時間を超えることも。疲れ切っています。

明らかな法律違反！ 残業代について上限時間を設定して、それを超えた分を支払わないのは、明確な法律違反。しかも労働時間の記録を改ざんするというのは悪質な犯罪行為です。自分で本当の労働時間を記録して、早めにご相談を！

Q3 30分未満は切り捨て…

定時は5時30分ですが、接客や伝票整理で退社するのはいつも6時ちょっと前。でも、1日の残業時間が30分以上にならないと残業代は払われません。1カ月分合計すると、7~8時間分になるのに、あきらめるしかないの？

切り捨ては許されません！ 労働時間はたとえ1分でも切り捨ては許されません。1カ月の総残業時間に1時間未満の端数が出た場合、30分未満を切り捨て、30分以上を1時間に切り上げることだけ認められます。

不払い残業とは、就業規則などで定められた所定労働時間を超えて働いたり、所定休日に働いても、働いた時間に見合う賃金が支払われない労働。法定労働時間（1日8時間・1週40時間）を超えて働いたら25%以上、法定休日に働いた場合は、35%以上、時間外労働・休日労働が深夜（午後10時～午前5時）におよんだ場合は、それぞれ合算して5割増以上、6割増以上の割増賃金を請求できます。

働き方チェックリスト

- 休み時間中に仕事をすることがある。
- 仕事を家に持ち帰ってやることがある。
- 残業した時間を正確に申告することができず、残業代も全額が支払われない。



Q4 年俸制だから労働時間は関係ない？

給料は年俸制。毎日、4時間以上残業していますが、残業手当はつきません。上司によれば「年俸制の社員には残業時間は関係ない」とのこと。そうなんですか？

割増賃金を請求できます！ 年俸制でも割増賃金の支払い義務はあります。管理・監督者や裁量労働制の適用者で「みなし時間」が8時間以内の場合をのぞいて、実労働時間で算出される割増賃金を請求できます。

Q5 上司の指示なのに「勝手に残業」…

上司は、言葉では「勤務時間が終わったら早く帰れ」と言いながら、残業しないと間に合わないような期限付きの仕事を指示します。なのに「勝手に残業したものは支払わない」と残業手当の申請は却下。勝手なのはどっち？

残業代支払の義務あり！ 上司が業務上必要な労働と認め、中止させずに放置していた場合、または上司が指示した仕事客観的にみて正規の勤務時間ではなされないと認められる場合、使用者には残業代の支払い義務があります。

Q6 「管理職」になったら残業代なし

課長代理に昇進しましたが、役職手当は+1万円。逆に「管理職」だから残業代はつかないといわれ、いままで以上に働いているのに、手取りは大幅な減収。ひどすぎます。

「管理・監督者」には該当しない！ 労働時間規定が適用除外となる「管理・監督者」（労働基準法第41条）とは、「経営者」と一体的な立場にあり、出退勤について厳格な規制を受けず、自由裁量を有する」者をいい、会社組織上の「管理職」とはまったく異なります。「管理・監督者」かどうかは、役職名ではなく、実態に即して判断すべきとされています。「管理・監督者」に該当しない「管理職」に、残業代を支払わないことは違法です。

ノーペイ・ノーワーク ルールを守って働こう！

- タイムカード等で労働時間が正確に記録されていない
- 自分が申告した残業時間を上司がチェックして、カットされることがある。
- 残業に対する手当が決まっていて、それ以上働いても賃金は増えない。
- 始業時間前、終業時間後に仕事をして、労働時間にカウントされない。